

■令和3年度 第3回新潟市環境影響評価審査会

日時：令和3年10月15日（金）午後1時30分から

会場：亀田清掃センター 管理棟2階 見学者ホール

（司 会）

定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の審査会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためウェブ開催とさせていただきます。

本日の出席状況ですが、委員15名のうち13名の委員が出席されており、過半数を超えておりますので、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、環境対策課長からごあいさつ申し上げます。

（環境対策課長）

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今ほどもご説明しましたが、今年3回目の審査会でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、前回に引き続きリモートでの開催とさせていただきます。委員の皆様はじめ、ご出席者の皆様にはご不便をおかけしておりますがご容赦くださいますようお願いいたします。

本日、ご審査いただく案件でございますけれども、新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書についてでございます。今年の3月と5月に同事業の配慮書についてご審査いただきましたけれども、これに続く方法書についての審査となります。本日このあと及川会長に諮問させていただきまして、今回と次回の2回の審査会で答申をまとめていただきたいと考えております。限られた時間の中での審査となりますけれども、なにとぞ宜しくお願いいたします。

（司 会）

本日の審査会は、今ほどお話にもありましたが、新潟市の新焼却施設整備、亀田清掃センター更新事業にかかる環境影響評価方法書の1回目の審査会ということで、事業者より方法書について説明を受けていただく会となります。事業者説明の後に質疑応答の時間を設けておりますけれども、時間も限られておりますので、後日、メールでもご意見、ご質問等をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ウェブで参加の皆様にご連絡です。ご発言のとき以外はマイクをオフにしておいていただ

きたいというお願いでございます。また、質疑応答の際に、Zoomの挙手機能ですとご発言の意向が非常に分かりにくいということで、どうぞご発声をいただいて、ご発言の意向をお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、本事業の方法書について、本市より当審査会へ諮問させていただきます。

(事務局)

新潟市環境影響評価審査会長、及川紀久雄様。環境影響評価手続きに係る方法書に対する意見について（諮問）。下記方法書について、環境保全の見地からの意見を求めます。方法書の名称「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書」。新潟市長、中原八一。

よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。議事に入りたいと思います。以降の進行は会長にお願いいたします。

(会 長)

新潟市新焼却施設整備、亀田清掃センター更新事業ということでございますけれども、これから審議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

まず、事務局より手続きについて説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

まず、事務局より、資料1を用いて、方法書手続きについて説明していきたいと思います。資料1をご覧ください。

新潟市環境影響評価条例の手続きのフローとなっています。現在、当該事業に関しては、方法書手続きに入っているところです。

資料1の裏面をご覧ください。方法書手続きの部分を抜粋しております。

このたびの方法書手続きで、事業者は8月12日から1か月、縦覧を実施し、また、8月17日に条例に規定しております説明会を開催しています。本日の審査会は、黄色く色を付けた部分となります。方法書における審査会は、先ほど課長のあいさつにもありましたが、2回開催の予定となっています。本日の1回目の審査会では、事業者より方法書についての説明を受け、委員の皆様よりご意見をいただく会となります。いただきましたご質問をもとに事務局で答申書素案を作成し、2回目の審査会でお示ししたいと考えております。その後、審査会よりいただきました答申をもとに市長意見を形成し、12月下旬には事業者へ提示したいと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。

次第に沿いまして、2「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書について」、ご説明をお願いいたします。

(事業者)

新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書の概要につきまして、ご説明させていただきます。

本日ですが、方法書の概要について、スクリーンでご説明させていただきます。

説明の内容ですが、1番目に事業計画の概要についてご説明させていただき、その後、環境影響評価に選定した項目と調査、予測及び評価の手法についてご説明させていただきます。さらに、方法書の縦覧および意見書の提出状況についてご報告させていただき、最後に、既の実施済みで結果が出ている現地調査の結果についてご説明させていただきます。

はじめに、事業計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、今回の事業の背景についてご説明いたします。現在、新潟市では、この亀田清掃センターのほか、西区の新田清掃センター、西蒲区の鎧潟クリーンセンター、北区の豊栄環境センターの合計四つの焼却施設がございます。現状と課題としまして、全国的な焼却施設の更新時期から、亀田、鎧潟、豊栄の3施設が更新もしくは更新を検討する時期となっていること、また、今後、人口の減少等により、ごみ量が減少する見込みであるため、処理の効率化を図る必要性があることがあげられます。この課題を踏まえまして、新潟市の廃棄物関係の諮問機関である新潟市清掃審議会から、今後の施設のあり方として、安定かつ効率的な処理体制の構築に向け、点検故障時のリスク分担、稼働コスト、温室効果ガス排出量の低減を踏まえ、新田清掃センターと更新施設の2施設体制が妥当との答申を受けました。市では、この答申を受け、更新施設として、稼働継続する新田清掃センターとの配置バランスなどの立地条件や必要面積などから亀田清掃センターを設定し、建て替えを行うこととしました。

今示しております地図が、市内の焼却施設の配置を示したものです。現在稼働している施設は①から④の施設となりますが、③鎧潟、④豊栄を停止し、①新田、②亀田に統合します。亀田では、主に市の東側を処理対象とし、現在の亀田で処理しているごみに加え、豊栄で処理している北区分と、新田で処理している中央区の一部を処理する計画です。なお、市民が施設にごみを持ち込むごみの自己搬入は、停止する施設でも継続します。

続きまして、本事業である亀田清掃センターの建て替えによる方針の概要についてご説明します。対象事業実施区域は、現在、私たちがいます新潟市江南区亀田の土地となります。右下の航空写真のとおり、現在、敷地の西側に現施設が、東側に田舟の里および運動公園が設置されておりますが、新施設は、東側の土地への設置を計画しています。現段階で決定している主な事業の内容として、処理能力は、現段階で1日あたり約480トンとしています。

処理方式です。現施設は、熱した砂によりごみを焼却する流動床方式ですが、新施設では、全国的に採用事例が最も多いストー方式を選定しています。処理方式は、昨年度、廃棄物の専門家などで構成する検討委員会での評価を受けて決定しており、排ガス処理性能などの環境面や安定処理、発電量などの低炭素の観点、災害面や経済性の観点により評価しています。

なお、諸条件の中で、処理能力の480トンや煙突の高さ59メートル又は80メートルについては、幅を持った記載もございますが、今年度策定する施設整備の基本計画で決定する項目につきましては準備書にお示しし、その条件を基に予測評価を行います。

続いて、事業全体のスケジュールです。上段、地元の方へのご説明ですが、令和2年2月と8月に地域の方を対象に事業計画についてご説明しました。また、2番目に記載の基本計画について、今年の冬にパブリックコメントを行う計画であり、併せて、地元の方への説明を行う予定です。3段目が本日の説明である環境影響評価であり、これは令和2年から令和5年度の4年間をかけて行います。その後、事業者選定をし、工事を令和7年度から令和10年度にかけて行い、新施設は令和11年度の稼働を予定しています。

続いて、工事計画です。工事は、令和7年度に、現施設の前に稼働していた旧亀田清掃センターの地下部解体工事を行い、令和8年度から建設工事に入り、令和11年度の稼働を予定しております。現施設の解体は新施設稼働後に行う計画ですが、時期などの詳細は決まっていないため、ここでは最短に着手した場合の工程を示しております。

続きまして、方法書の内容についてご説明いたします。

一つ目は、環境影響評価を行う項目についてです。こちらの表が、環境アセスで選定した項目の一覧となっております。これらの項目につきましては、新潟市環境影響評価技術指針を基に、今回の事業特性を踏まえて選定しており、表中の黒丸は予測評価を行う項目です。

まず、大気質につきましては、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、また、ダイオキシン類等の有害物質を選定しました。これらの影響のおそれがある要因としましては、工事中の建設機械、それから施設からの排ガスがございます。さらに、配慮書作成時の審査会における車両走行による排ガスの影響も考慮することというご意見を踏まえまして、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、廃棄物の搬入による車両の運行に伴う窒素酸化物および浮遊粒子状物質の影響評価を方法書で追記しております。

続きまして、騒音と振動です。騒音と振動は、工事車両やごみ収集車などの車の走行による要因のほか、施設の稼働と機械の稼働が考えられます。

また、低周波音につきましては、配慮書に対していただいた騒音に関する意見やほかの事例の状況を踏まえて、今回、追加しております。

続きまして悪臭ですが、悪臭は、施設の稼働による排ガスの影響、それから、施設から漏

洩する可能性が考えられるため選定しております。

なお、ただいま、大気質と騒音につきましては、配慮書での意見に基づいて追加したと申し上げたのですけれども、配慮書についての意見と見解については方法書の4-1ページに掲載しておりますのでご確認いただければと思います。内容につきましては、前回の審査会でご説明した内容と同じとなっております。

続きまして、水環境についてご説明させていただきます。水環境は、施設から出るトイレなどの生活排水が要因となります。なお、プラント排水につきましては、下水道の放流または施設内で全量を再利用することから、いずれの場合も河川等への放流はないため、選定しませんでした。

続いて地質環境です。ごみピットなどの地下構造物の建設時に地下水をくみ上げた場合に地盤沈下が発生するおそれや、工事範囲の土壤に汚染があった場合に掘削工事等により周辺に影響があるおそれがあるため、選定しております。

なお、土壤については、現在、土壤汚染対策法に基づいて、敷地内の汚染状況を調査しております。

このほか、施設がこの場所にあることによる景観への影響、工事で発生する廃棄物、工事や施設の稼働による温室効果ガスの影響、それから文化財につきましても評価項目として選定しております。

続きまして、新潟市の環境影響評価技術指針で選定されている参考項目のうち、今回選定しなかった項目についてご説明させていただきます。

まず、水質のうち施設からの排水に伴う有害物質ですが、プラント排水について、先ほどご説明したとおり、選定は今回しておりません。

続いて、施設の存在による重要な地形および地質への影響についてですが、こちらにつきましては、対象事業実施区域に重要な地形及び地質は存在していないため、今回は選定しませんでした。

続いて、動物についてです。動物につきまして、対象事業実施区域の周辺は、水田、造成地、植栽、人工裸地などで構成されております。配慮書段階で現況調査を行った結果、重要な種としまして、鳥類であるコサメビタキの生息が確認されましたが、渡り途中の個体であると考えられました。そのほか、重要な動物種、個体群、注目すべき生息地といったものは存在していなかったため、今回は選定しませんでした。

続いて、植物と生態系についてです。こちら、対象事業実施区域は旧施設の跡地に整備されたグラウンド及び公園でして、現況調査の結果から、重要な植物種や群落、その生育地といったものは存在せず、地域を特徴づける生態系への影響もないと考えられたことから、今

回は選定しませんでした。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。この項目は配慮書作成時は影響項目として選定しておりましたが、対象事業実施区域の周辺は、水田や造成地、植栽、人工裸地などで構成されており、周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場までは1キロメートル以上離れていることから、活動や交通アクセスへの影響はないと考えられたため、今回は選定しませんでした。

最後に、放射線の量についてです。放射性物質が拡散するおそれのある工事内容は実施しない。対象事業実施区域に、環境に影響を及ぼす量の放射性物質は存在しないこと。さらに、処理対象物の中に環境に影響を及ぼす量の放射性物質は含まれないということから、今回は選定しませんでした。

続きまして、各項目の具体的な調査、予測及び評価の手法についてご説明いたします。

まず、大気質のうち、気象についてです。対象事業実施区域内において、地上気象と上層気象の調査を行います。地上気象調査は1年間、上層気象調査は7日間の調査を4季行います。

続きまして、大気質・騒音・低周波音・振動のうち、建設工事および施設の稼働に伴うものについてです。対象事業実施区域内およびその周辺において、粉じんの調査を1か月間、各4季行います。また、騒音、低周波音、振動レベル等、地表面の状況つきまして、項目より異なりますが、12時間または24時間の調査を年1回から2回実施します。

続きまして、煙突から出る排ガスです。排ガスの影響範囲は半径4キロメートルと想定されることから、その中の5地点において、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の調査を実施します。調査は7日間の調査を4季実施します。

予測方法ですが、大気質は拡散式に基づく理論計算により行います。騒音と振動は、予測モデルや伝搬理論式より行います。低周波音は、調査結果や施設計画、類似事例を基に、定性的に行います。

評価につきましては、周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうか、また、環境基準等と予測結果等の間に整合が図られているかの二つの観点から行います。また、騒音と振動につきましては、現況を悪化させないか、現況非悪化の観点からも評価する予定です。

続きまして、工事車両および廃棄物運搬車両に伴う大気質や騒音、振動についてです。主な調査地点ですが、地図上に赤点で示しております嘉瀬蔵岡線と、刑務所前の道路となります。この道路は、工事車両の走行ルートとして想定しており、また、ごみ収集車に関して、施設の統合により、亀田清掃センターに搬入する豊栄分や中央区方面からの走行により、現

在よりも台数の増加が考えられるため調査地点としております。また、その他の調査地点につきましては、近年増加傾向にある市民の直接搬入の影響を確認するための地点となっております。

増加するごみ収集車の台数についてですが、方法書1－8ページに記載のとおり、1日40台を想定しております。これに対して、嘉瀬蔵岡線の交通量は1日5,000台程度であるため、搬入車が増えることへの影響は小さいと考えておりますが、環境アセスの中でその影響については確認します。

調査内容ですが、窒素酸化物と浮遊粒子状物質の調査を7日間4季、騒音・振動レベルと道路沿道の地表面、それから沿道建物の状況の調査を12時間、交通量の調査を24時間行います。

予測についてですが、大気質は拡散式を用いた理論計算を行います。騒音と振動につきましては予測モデルを用いて行います。

評価につきましては、周辺環境に及ぼす影響が、実行可能な範囲でできる限り回避され、低減されているか、また、環境基準や予測結果との間に整合が図られているかの観点から行います。騒音と振動につきましては、現況非悪化の観点からも評価を行います。

続きまして、悪臭についてご説明させていただきます。悪臭につきましては、対象事業実施区域内で特定悪臭物質濃度と臭気指数、それから気象の状況、施設からの煙突排ガスの影響範囲内5地点におきまして、臭気濃度、臭気指数と気象の状況を調査します。調査時期は、いずれも高温多湿で悪臭の発生しやすい夏季に行います。予測は、類似施設の調査、解析に加えて、事業計画から排ガス量等が把握できるものについては大気拡散モデルにより行います。評価は、周辺環境に及ぼす影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているかどうか、また、規制基準と予測結果との間に整合が図られているかの二つの観点から行います。

続きまして、水質についてご説明させていただきます。水質の調査地点は、工事中の排水や施設排水の合流先である山崎排水路の下流側と栗ノ木川になります。ただ、施設から出る排水につきましては、先ほどからご説明させていただいておりますとおり、現在、下水道接続を検討しており、その場合、山崎排水路への放流はございません。また、下水道接続できない場合も、プラント排水は施設内で全量を使って放流はしない方式とするため、放流するのは生活排水を浄化槽で処理した水のみとなります。

調査は、山崎排水路と栗ノ木川で行います。

まず、水の濁りの調査としまして、濁度と浮遊物質量、それから流量の調査を豊水期と低水期に行います。また、水の汚れの調査としまして、生物化学的酸素要求量と浮遊物質量、

それから流量の調査を年4回行います。さらに、水の濁りに関連してくるため、対象事業実施区域内の土質の状況についても調査を行います。

予測は、各水質項目について、完全混合モデルを用いて行う予定です。

評価は、周辺環境に及ぼす影響が実行可能な範囲でできる限り回避されているか、それから、基準値と予測結果との間に整合が図られているか、それから、現況が悪化していないかどうかの三つの観点から行なう予定です。

続きまして、地盤と土壌についてご説明させていただきます。

地盤調査は、地下水の状況を見るため、対象事業実施区域内の観測井戸の4地点で月1回の調査を12回実施します。また、対象事業実施区域内およびその周辺の地盤沈下、地質、地下水の利用状況に関する資料調査を行います。予測についてですが、地盤につきましてはボーリング、地下水測定と地質構造等の調査結果、それから工事計画および事業計画を踏まえて、定性的に行います。

土壌につきましては、土壌汚染対策法に基づく調査の結果、土壌の汚染が確認された場合に、類似事例の参照、それから本事業の事業計画の内容を勘案して、定行的に行います。

評価につきましては、周辺環境に及ぼす影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避されているか、又は低減されているかの観点から行います。

最後に景観についてご説明させていただきます。

景観の調査地点ですが、新施設を視認できる主要な眺望点となる亀田排水路公園、山二ツ諏訪神社、すごぼりの桜並木の3地点とします。調査時期は、樹木の繁茂状況等で景観が変化すると考えられることから、四季にそれぞれ1回とします。

予測ですが、現況写真に新施設の完成予想図を合成したモニタージュを作成し、眺望景観の変化の程度を把握するとともに、景観の環境保全措置等の事業計画を踏まえ、影響の変化の程度を定性的に予測します。

評価は、周辺環境に及ぼす影響ができる限り回避、軽減されているかの観点から行います。

以上となりますが、最後に、現地調査を実施しない項目につきましても、予測評価の概要をご説明させていただければと思います。

廃棄物等です。方法書6-132 ページから記載してございます。廃棄物につきましては、残土の発生量、建設資材廃棄物、解体工事による廃棄物、施設の稼働に伴い発生する廃棄物につきましても、造成計画や事業計画、また類似事例により種類、発生量及び処分方法を整理します。評価につきましては、排出の抑制、適正処理・処分の観点で環境保全措置の検討を行い、これにより事業の実施が環境に与える影響について回避、低減されているかの観点から行います。

続いて温室効果ガスについてです。方法書6—135 ページからとなります。温室効果ガスにつきましては、工事の実施および施設の稼働に伴い発生する各種温室効果ガスについて、排出量を算定して把握します。評価につきましては、周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているかの観点から行います。

最後に文化財についてですが、方法書6—140 ページから記載してございます。こちらにつきましては、既存資料の調査、試掘調査の結果と、事業による改変範囲を重ね合わせて予測を行います。評価は、埋蔵文化財包蔵地の改変の回避、低減といった環境保全措置の検討を行い、これにより事業の実施が環境に与える影響について回避、低減されているかの観点から行います。

続きまして、この方法書に関わる縦覧、意見書の提出状況についてご説明させていただきます。

方法書の縦覧は令和3年8月12日から9月12日まで、1か月間実施しております。意見書の提出は9月27日まで受け付けしました。縦覧場所は環境対策課、循環社会推進課、亀田清掃センター、各区役所、中央図書館（ほんぽーと）、江南区文化会館で実施しています。その結果、市民の方から方法書についてのご意見はございませんでした。

次に、方法書の住民説明会の開催状況についてご報告させていただきます。令和3年8月17日午後7時から亀田清掃センターにて実施し、出席者は4名となっております。出席者からの主なご意見としましては、新施設の発電量を向上してほしいというご意見がございました。また、説明会の中でお示した風向きと、出席者の方が感じている地域の風向き等の違いがあるというご意見をいただいたため、説明会の中でお示した新潟地域気象観測所のデータなのですが、対象事業実施区域内の風向きの調査を実施しますということをお返答させていただいております。

最後に、山崎排水路の水質についてですが、渇水期で水量が少ない時期の施設への影響についてご心配されているご意見をいただきましたので、方法書に記載のとおり、豊水期、渇水期の水質調査を実施しますということをお返答させていただいております。

また、今回はコロナ禍での開催ということもありましたので、出席が難しい住民の方がいることを想定して、市の公式YouTubeチャンネルにて、方法書の説明動画を公開しております。

最後の項目になりますが、環境影響評価の現況調査につきまして、今年の冬から1年間実施する予定なのですが、一部の項目については法令等に基づいて実施する調査の結果を基に予測・評価することとしており、その調査につきまして、一部、結果が出ておりますので、その辺についてご説明させていただければと思います。

一つ目なのですが、土壌調査についてです。方法書6—126ページをご覧ください。表6.8.2をご覧ください。調査の手法については、土壌汚染対策法に基づく調査の整理としておりまして、その調査を今年度実施したのですけれども、先日の報道でご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、基準を超過した箇所が判明しましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

土壌汚染対策法では、3,000平方メートル以上の土地の掘削などの土地の形質変更を行う際に汚染の恐れがある場合は土壌調査の実施が規定されております。建設予定地は、以前、焼却施設が稼働しており、また、一部をごみの埋め立て地として利用していたことから、法に基づいて今回調査を行いました。調査はこちらのスライドに示してありますとおり、調査対策範囲の約2万平方メートルを208区画に分けて行い、その結果、1区画で基準超過が見られました。それ以外のところはすべて基準値以内という結果になっておりました。超過の内容ですが、項目は、砒素の土壌溶出量となっています。基準値は0.01ミリグラムだったのですけれども、今回、測定結果は0.013ミリグラムということで、0.003ミリグラム超過したという結果となっております。なお、この超過は地下5メートルの土壌から検出されたものでして、今後、深度の調査を行う計画です。市では、この結果を受けて、報道発表、それから近隣への説明を行い、周辺地域の飲用井戸調査を実施しまして、飲用井戸の利用がないことを確認しております。

なお、砒素につきまして、新潟市全域において自然由来で検出される物質でございますので、原因は施設由来なのか自然由来なのかの原因の特定は困難となっております。

今後、工事によって土壌汚染が周辺に影響を及ぼすことがないように、土壌汚染対策法やガイドラインに基づいて事業計画を作成し、環境影響評価制度では、その計画を踏まえて予測評価を行ってまいります。

続いて二つ目です。文化財の調査につきまして、方法書6—140ページをご覧ください。表6.12.2をご確認ください。調査の手法としまして、試掘調査の結果の整理としております。この調査は、文化財保護法に基づき、所管課である新潟市の歴史文化課が行うものなのですが、先日、調査結果が出まして、現地での試掘調査、過去のボーリング調査などの結果から、調査地に遺跡の広がりといったものは確認されないため、文化財保護法に基づく取扱いは不要との回答をいただいております。準備書以降では、その調査内容について記載させていただく予定となっております。

以上、長くなってしまいましたが、方法書の概要についてのご説明を終わらせていただきます。

通常であればここで現地調査地点とか現地視察にお伺いするところになるのですが、時節

柄、集団で外出もできませんので、事前に我々のほうで現地調査地点周辺の写真または動画を準備しましたので、ご説明したいと思います。

主要な現地調査地点ということで、大気質の調査地点についてご説明します。

調査地点につきましては、先ほどご説明したとおり、ステーション1から5までということになっております。ステーション1につきましては、この施設の東側の現在のグラウンドということで、ステーション2から5までの地点についてご説明したいと思います。

まずステーション2のYOUなかの保育園。これは、直近の環境保全対象施設という位置づけでございまして、位置関係としましては、事業の実施区域から西側に約350メートルに位置しております。この地点で大気質調査を行うのですが、やはり保育園ということもありますので、園児等の安全確保のため、隣接する施設の空き地というものも調査地点の候補として現在考えております。

続きまして、ステーション3の五月町第二開発公園付近ということですが、住宅地の中に位置しております。この公園の一角を借用する予定です。周辺に大気汚染の固定発生源等はないということで、適していると判断しております。

続きましてステーション4、石山居村公園付近ということで、配慮書の計画段階で、煙突高さを80メートルとした場合に高濃度出現が想定される地点ということで、こちらの公園も住宅地の中に位置しております。公園の一角を借用して調査する予定としております。

続きましてステーション5、山二ツソフトボール場付近ということで、こちらは煙突高さを59メートルとした場合、高濃度出現が考えられる地点となります。ソフトボール場の中は利用者がいるために調査としては不適當なものですから、隣接する空き地や駐車場を調査地点として考えております。前面に道路が走っているのですが、現地を確認したところ、ほとんど交通量はないということで、影響はないものかと考えております。

続きまして、騒音、振動、交通量の地点についてご説明します。

騒音地点につきましては、ナンバー1から6までということで地点を設定しております。ナンバー1から3までは、工事中の搬入ルートおよび廃棄物の搬入車両ということでの位置づけです。ナンバー4、5、6につきましては、先ほども説明がありましたとおり、供用後の廃棄物の搬入ルートまたは一般車両、持ち込みの方の想定ルートということで位置づけております。

まずナンバー1。これは焼却場の正面の道路となります。工事車両と廃棄物運搬車両のメインルートとなります。沿道は、刑務所または反対側に事業所ということで隣接していません。現在のところ、住宅または学校等の保全対象は存在しないのですが、やはり一番影響が高いということで設定しております。

続きまして、ナンバー2地点です。嘉瀬蔵岡線沿道の西側ということで、姥ヶ山インターチェンジから嘉瀬蔵岡線沿道を通り、計画地に至る地点でございます。現在の交通量が5,000台、最も交通量が周辺では多いという地点となっております。これは、先ほど地点を設定していた工場のメイン、前の通りから、反対側から嘉瀬蔵岡線沿道を見たところです。高速道路沿いに走る側道なのですが、これは午後2時、3時頃なのですが、一番交通量が落ち着く時間なのですが結構走っているという状況でございます。西行き、東行きとそれぞれ交通量があるのですが、この時間帯については小型車が多いのですが、朝についてはかなり大型車も走っているという交通状況でございます。先ほど見ていただいた動画の路線沿いで、西側で実施いたします。

もう一つ、嘉瀬蔵岡線沿道の東側。同じ路線になるのですが、こちらの路線につきましては、住宅地が入っております。また、老人ホームがございますので、環境保全対象が両側にあるというような位置づけで当地点を設定しております。

続きましてナンバー4地点、新施設の西側ということで、田んぼの中の農道になるのですが、環境保全施設として民家が若干ございます。ここにつきましては自己搬入車の走行ルートということで設定しております。

続きましてナンバー5地点、新施設東側沿道です。こちらは、一般車両のルートとして設定しております。東側の新潟新津線からの搬入ルートとして、現在も一般車が走行しているところがございますけれども、令和4年度より、この地域のごみを収集する車両以外の収集車は、先ほどの刑務所前の道路から搬入するように、現在、収集業者に要請しております。

ナンバー6地点です。一番東側の新潟新津線沿道です。こちらの沿道も、周辺に民家、商業施設というものがあまして、一日辺り、1車線あたり5,000台程度と、そこそこ交通量があるという路線となっております。

続きまして、水質についてご説明します。山崎排水路または栗ノ木川という2地点を予定しております。排水路の下流にあるということでW1山崎排水路、それが合流するW2栗ノ木川の地点ということです。

W1の山崎排水路についてです。写真を撮った時は雨が降っておりまして、このように、かなり水量がございます。説明会のときにもご意見があったとおり、渇水期になると水が枯れてしまいます。河床があらわれたりもしておりますので、その辺、現地調査につきましても、降水期、渇水期、状況を見ながら適切に調査したいと思います。ただ、いずれにしましても、水質がかなり汚れているという状況です。

次のW2、栗ノ木川ということで、こちらの奥に見えるのが山崎排水路の合流地点になります。こちら下流側に合流を、県道沿いの下くらいを調査したいと思います。こちら

の栗ノ木川については、湧水時についても、そこそこ流量もあるという状況です。

最後に景観についてご説明します。景観については3地点、K1からK3までということで設定しております。北側と南側、東側という3地点を設定しております。

まず南側のK1 亀田排水路公園ということで、だいたい700メートルほど離れております。現施設の隣に建設予定でありますけれども、もっとも明確に視認される地点かと考えております。

続いてK2 山二ツ諏訪神社ということで、北側の約1,400メートルの地点です。この間に少し見えてくるかと考えております。いずれにしても視認範囲は少ないかと考えております。

最後にK3 すごぼりの桜並木ということで、東側の1,800メートルの地点です。こちらは全面的に視認されるのですけれども、距離もあるということで、そんなに大きく視認はされないというような状況でございます。

以上、主要な調査項目、調査地点についてご説明差し上げました。我々の説明は以上です。ありがとうございました。

(事務局)

ご説明ありがとうございました。ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。10分に満たないのですけれども、時計で2時30分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

(事務局)

よろしいでしょうか。それでは、休憩を終わりました、再開いたします。会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

再開させていただきます。限られた時間でございますので、ご意見、ご質問あるかと思っておりますけれども、メール等でもいただければと思っております。

皆様、説明に関して何かご質疑、ご意見等ございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(A委員)

埋蔵文化財なのですが、先ほどのご説明ですと、歴史文化課が試掘調査をしたということで、結果として埋蔵文化財はなかった、影響はないということだったと思うのですが、確認なのですけれども、実際、この試掘の場合、対象面積に対してどの程度の試掘面積だったの

か、あと深さです。先日も少しお願いしたのですが、**味方排水機場**の場合は、たしか20メートルに近い、非常に深々部といいますか、非常に深いところから縄文時代の遺物がでてきているわけなのですけれども、実際、試掘でそういう深さまで掘ることは不可能、難しいと思うので、土地を部分的にでも、ボーリングデータとして、1か所でもいいのですけれども、少し深くボーリングしてほしいという意向を述べていたわけなのですが、今回、歴史文化課が行った調査というのは、どのようなものだったのか、その辺を参考まで伺いたいのです。

(会長)

どの程度の調査、深さであったのかということですが。

(事業者)

事業者から説明いたします。

試掘調査ですけれども、現地で4メートル四方の四角を2か所、深さがだいた3.5メートルくらいとなります。また、ボーリング調査の結果についてなのですが、あの土地はもともと焼却施設があった土地ですので、何本かボーリング調査をした結果も歴史文化課に渡して、地質の状況を見た中で、その場所には埋蔵文化財はないだろうという判断をいただいております。

(会長)

A委員、今の回答でいかがでしょうか。

(A委員)

開発対象面積というのは何平方メートルになるのですか。

(事業者)

事業用地の面積はおよそ3万平方メートル弱です。

(A委員)

そうしますと、試掘面積が、先ほど4×4メートルを2か所ということですから、16の2倍で32平方メートルです。3万平方メートル分の32平方メートルということなのですが、普段、その程度しか掘っていなかったということは、それだけ掘ればいいのかと、逆に言うと、その辺が、歴史文化課はプロだとは思いますが、私など大学で学術調査などをしてきている立場からしますと、3万平方メートルに対して32平方メートルしか掘らないというのは、非常に、実際そこに遺跡があるかないかということのをそれで判断することは非常に厳しいという感想なのですが、法令上はその程度でよろしいのかどうかという問題が一つあります。

それから、先ほど深さの問題に関しては、3.5メートルということなのですが、近隣の曾我墓所遺跡、江南区ですが、あと、近場だと道正遺跡、そちらもだいたい現状の地表面から

の深さ、3.5メートルくらい掘れば、だいたい遺構の有無等は確認できるかと思います。その辺はいいかと思うのですが、先ほど言いました、以前、工作物というか、ここに作ったときのデータか何かということでしょうけれども、はじめからそういう目で、その時点の調査のデータとして、そういうボーリングコア、サンプルが保存されていてそういうものをチェックするとか、そういう意識で、あるかないかということ判断するために、今の科学的な意識で見ることと、そうではなくて、以前もやっていてそれがただ図面の上で残っている、それだけで判断するということは非常に、どうかというところがあります。

ちなみに、前のデータというのは、何年くらい前のデータなのでしょうか。

(事業者)

ボーリング調査の時期ですけれども、旧焼却施設が昭和50年ごろに建った施設ですので、ボーリング調査はその前の昭和40年代後半にやった調査結果となりますし、また、現施設を建てる时候にもボーリング調査をしておりますので、両敷地全体で考えると、昭和48年のときと平成の一桁代にやった調査というものがあります。

(A委員)

かなり古いということで、実際、そのデータというのは、おそらくコアが残っていて、それをシーリングして実験して確認するというのではなくて、多分図面などで、非常にスケールの小さな図面の中での判断ということかと思います。ですから、本当は、新たに、1か所だけでもいいので、そういう深々部、深いボーリングデータがあったらよかったと、それを期待して先日発言をしました。

(会長)

ありがとうございました。この件、話をまとめて、もう一度メールか何かでお願いいたします。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(B委員)

資料2の7ページの下の方ですが、選定しなかった環境影響評価項目に動物が該当しております。その根拠となるものは、厚い資料の2-43の調査結果によるものと思われます。その中で、鳥類について意見と質問を申し上げたいと思います。

鳥類はスポットセンサス法(2地点30分)で秋に行われています。一般的に、鳥は渡り鳥が多く、春と秋に大規模な渡りをいたします。この秋を選ばれた点はよろしいかと思いますが、2地点30分という時間が果たして十分な時間なのかどうかということと、春の調査をされていないということです。その中で、コサメビタキという鳥が一羽確認されていますが、これはスズメくらいの大きさの渡り鳥で、新潟県を含めて日本の産地で繁殖して秋に越冬地

の南に帰るといふ、これが確認されたということですが、これらの小鳥類は主に日中移動いたしますが、特に天気の良い日に渡ります。そのときに、このような予定されている大きな施設の建物の窓ガラスなどが広い場合は、そこに空が映り込んだり樹木が映り込んだりして、空の延長だと思つて衝突するケースがたくさん報告されています。これらを防ぐためには、もしガラスを多用されるようであれば、反射防止効果のあるものですか、タカの種類などの、いわゆるバードセーバーを利用して衝突防止を図っていただければありがたいと思つます。これはSDGsの観点からも合致するものと思つれます。

もう一つですけれども、秋の調査ということですが、冬の調査がなされておられません。当該地のみであれば、たしかに、これまでも焼却場として活用されている施設ですから多様な自然環境ではないのかもしれませんが、この報告書にありますように、2の43のところ、越冬地の分布でモニタリングサイト、環境省の調査結果が出ており、近隣の鳥屋野潟では、約1万8,000羽のガンやカモ類となっております。この鳥屋野潟の環境省の調査、私が20年連続で行っているものです。この1万8,000羽のうちの4分の1くらいがハクチョウ類です。ハクチョウ類は、鳥屋野潟などの潟でねぐらを取つて、朝飛び立つて、採食地である田んぼに向かいます。この焼却場のそばも、ハクチョウたちの食べ物、食べる場所となっております。天気の悪い日も飛び立っていきます。このハクチョウ類は新潟市の鳥に指定されています。鳥屋野潟から焼却場を超えて北上しますと、新潟市北区の福島潟に至ります。この福島潟は、日本でも最大級の水鳥の越冬地となっております、特に国の天然記念物のヒシクイやマガンなどが多数越冬しています。福島潟の天候が悪くなつたり積雪量が多くなると、食べ物を食べる事ができる鳥屋野潟に移動してきますので、完全に焼却場の上を渡る、大型水鳥類の移動コースになっています。天気が良ければおそらく目視で問題ないと思つますが、降雪とか、風向きによっては低く飛んだりする場合がありますので、やはり、冬季のモニタリング調査は重要だと思つます。

おそらく、今もある建物の隣に建てるということですので実質的には回避できるのかもしれませんが、特に新潟市の子どもたちをはじめ、市民が親しんでいるハクチョウやガン類の安全を保障するためにも、ぜひ、冬季の調査が可能であれば実施していただけて、安全性を裏付けていただければと思つますので、質問と意見です。

(会 長)

ありがとうございました。簡単に言うと、冬季の調査はまずやつてほしいということですね。

(B 委員)

そうです。

(会 長)

それから、衝突防止の窓ガラス、それに対する対策を考えていただければという2点ですね。ありがとうございました。

それにつきましては、あまり応答していますと時間になりますけれども、簡単に、事業者からご説明はありますか。

(事業者)

持ち帰り、検討させてもらってもよろしいでしょうか。

(会 長)

はい。では、本当は、オンラインの皆さんからもご意見を受けたいのですけれども。C 委員。

(C 委員)

3点ほどあるのですが、ご説明いただいた資料2の3ページ、下のスライドですが、施設へのごみの持ち込みについてですが、今回は焼却についてですので、焼却停止になった部分のところが亀田に焼却物として持って来られると思うのですが、そちらのほうの矢印が大事ですので、ごみの持ち込みではなくて、焼却場への矢印ということで、白根とか新津の矢印が亀田にくるのではないかと思うのですがいかがでしょうかということが1点。

それから、もう1点は、自動車運搬、焼却物の運搬は1日40台ほどで影響は非常に小さいというお話、お言葉をいただいたのですが、私は毎日、毎日、10ページの上のスライドですが、この道路を通っておりますけれども、非常に渋滞します、朝晩。朝晩といってもそんなに早朝というわけではなくて、日中も含めて渋滞するのです。先ほどの動画ですと、非常に少ない時間を撮られている。ですから、考え方が少し違うのではないかと思います。

それから3点目が、9ページなのですけれども、下のスライドで、いろいろと測定をしていただくと。これは、ほぼ永久的に測定していただくということでよろしいでしょうか。それから、市民への伝達は即時、観測即時に伝達、測定値を伝達してほしいのですけれども、その辺の開示はどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。

事業の背景のP1-2の流れと、予想よりかなり渋滞している、その辺はどうかということでございます。事業者の方、よろしいですか。

(事業者)

一つ目からご回答します。資料2の3ページの下のスライドの白根と新津についてなので

すけれども、矢印を引いていないのは、ここはもう既に停止しているという施設になります。もともと新潟市は6施設あった焼却施設を、現在2施設を停止して、今、4施設を動かしているということになりますので、新津分は既に亀田で平成29年度から処理しているという状況となります。ですから、今後、統合するところについて矢印を引いているという形となります。

二つ目ですが、渋滞ですけれども、たしかに先ほどの動画の時間はここまで交通量は多くなかったということではあったのですけれども、今後、交通量調査を24時間行いまして、その影響について確認をしていくという形になります。

三つ目のご質問の9ページ、測定のところになりますけれども、今回お示ししたものが、環境影響評価の現況調査を今年の冬から1年間かけて行うという調査の内容についてご説明しているものですので、ここの調査については、基本的に、スライドの右のオレンジのところ少し書いてありますけれども、例えば煙突、下段の煙突排ガスの影響範囲内5地点というところの調査は、1週間かけた調査を4季、季節ごとに行う、それを1年間行うということになります。その調査結果については、準備書を今後作成していくのですが、そこについては、縦覧ですとか説明会もさせていただきます。

(C 委員)

今のことに関してなのですけれども、例えば道路の運搬時の自動車の量は、非常に渋滞している、毎日使っている自分にとってはそう感じられます。長い距離においてずっと渋滞しておりますので、先ほどの説明ですと、1日5,000台程度でたいした問題ではないという説明だったので、それは問題かと思っております。

それから、9ページの建設工事・施設の稼働と書いてあるのですが、解釈がよく分からなかったのです。施設が稼働しているときもずっと測定すると取っいいものかどうかと思ったのです。前の段階での測定だけではなくて、上のカッコの中の表示です。ずっと測定するのかと思いましたので質問しました。

(事業者)

排ガスの測定のことについてお答えしますと、今回、予測のための現況調査という位置づけになりまして、そのあとに、新しい施設が動いたときにどのような周辺環境となるかということ予測いたします。その後、アセスの中で、事後調査という手続きがありますので、それは施設の稼働後に、実際、予測・評価に対してどうだったかということを確認する仕組みとなりますが、そこもまず、どういったものをするかということはこれからの検討になるのですけれども、そういった手続きがございます。また、施設の運転の状況について、排ガスの測定は定期的に行っておりまして、新潟市の施設ですとすべてホームページに公表して

おりますので、そういった中で、施設が安定して稼働しているということをお伝えしていきたいと思っております。

(会 長)

ありがとうございました。C 委員、まだあるかもしれませんが、ウェブの皆さんにも伺いたいと思います。ウェブでご参加の皆様から、いかがでしょうか。D 委員。

(D 委員)

資料2の水質という11ページの上です。ここで、水質調査についてはBODとSSを測定するというお話でした。対象事業実施区域内、その下に、土質の調査というのが書いてあって、これは土質なのでしょう。先ほど少し、土壌汚染があったという話で、砒素ですけれども、それとの絡みで、水質のほうでそういった重金属類を測定しないのか。しなくてもよろしいのかというところが気になります。

それから、土質の状況というのを適宜調べられるということなのですが、これは、汚染ではなくて土質なのですか。土質というのは粒径分析のことですか。何かリンクしていない気がするのです、土壌汚染があったということと。

お答え、よろしく申し上げます。

(事業者)

ご質問のありました水質のところでの土質調査ということについてのご質問でした。

まず、今回、土壌汚染調査の中で砒素が確認されたのですが、今回のこの水質の調査と土壌汚染調査は別物という位置づけをしております。今ご説明した水質の中の土質調査につきましては、濁水の発生ということにかんがみて、土がどのような粒径分布をしているのかとか、それがどのような沈降速度をもっているのかとか、そういった調査を予定しております。そういうものを総じて土質調査ということで記載していたのですが、少し紛らわしい表現であったかとお詫び申し上げます。

(D 委員)

ありがとうございます。水質と土質を分けている、土壌汚染と分けているというお話だったので、分けていいのですか。何か、やはり気になるところだと思うのです、特に周辺の住民の方にとってみると。ご検討いただければと思います。

(会 長)

ありがとうございました。そのほかの委員、ウェブの皆さん、いかがでしょうか。手を挙げていただいて。ここからはすぐ見づらいなので。E 委員。

(E 委員)

砒素関係で気になっていたのですが、周りが田んぼだったと思うのです。そうする

と、けっこう米はたしか砒素を吸着しやすいというような形で、砒素米自体がかなり日本は採れる可能性があるというようなこともあって、そちらのほうが私はかなり心配なのですけれども、その辺はどのような今状況になっているのかということをお教えいただければ。

(会 長)

砒素の、調査地点だけの問題で、その周辺はやっていらっしゃらないですね。

(事業者)

今の土壌の調査で検出された砒素についてなのですけれども、現状、まだ周辺の井戸調査を次に行うステップということにしておりますので、これから先、どのような調査をしていくかということは検討することになります。

(E 委員)

分かりました。米自体はしない、する予定はあるのですか。

(事業者)

現状、まず地下水のほうです、お米ですと用水を使われていると思いますので、現状、お米の調査をする予定はありません。

(E 委員)

分かりました。

(会 長)

よろしいでしょうか。そのほかの皆様、いかがでしょうか。

(F 委員)

1点だけお伺いしてよろしいでしょうか。

焼却場の処理方式が、配慮書段階で検討中だったものが、今回の方法書でストーカ式と指定がありますが、現行、たしか流動床式だったと思いますが、変更になるというか、新田がたしかストーカ式なのでそれにそろえるということなのかもしれませんが、この検討の結果、どのような検討をされてこうなったのかということをお聞きしてよろしいでしょうか。

(会 長)

方式が変わった、流動床式からストーカ式。

(F 委員)

変わったというか、多分、新田にそろえたかと思うのですけれども、焼却温度の点で有利になる、高温焼却が可能になるというご判断でされたのかと思うのですが、その辺りの説明が特に今回、決まりましたという説明がないように見えますので、報告書の中で、内容を見ても、反対ということではなくて、いいと思うのですが、焼却方式を統一したほうが市民に対する案内もしやすいと思うのでいいと思うのですけれども、前回の文書で未決定だったも

のが今回決まって、それに関して、何かご説明いただければと思います。

(事業者)

処理方式についてお答えしますと、今の方法書1-6ページに概要を書いているのですが、処理方式の検討については、昨年度、アセスの配慮書と並行して処理方式の検討委員会というものを行っておりまして、その中で決定しております。

委員会での評価項目は、1-6ページの中段の表です、表1.6.3(1)にありますように、「環境にやさしい」、「安心・安全」、「低炭素社会を推進」、「災害に強い」、「経済性」という五つの概念で評価項目を定めまして、専門の委員の方で評価していただいて、ストーカ式が一番よいという評価結果を得ましたので、その結果を踏まえ、ストーカ式ですと、対応できる事業者が多くて、競争性もはたらくというところから、新潟市でストーカ式に決めております。

(F委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほかの方。

(G委員)

今日の説明内容ではなくて、方法書の記述内容についての意見あるいは質問でもよろしいでしょうか。

騒音の予測手法の記述についてなのですが、方法書でいいますとページ6の57から59に記述がございます。そここのところの、どのように具体的に式を使うかということですが、6-59ページに式とその説明があるので、その内容がいかななものか。例えば④の文書2行目のところで、「種々の要因による減衰を考慮して」ということがありますが、この式にはそれが反映されていません。環境省のホームページにあります廃棄物処理施設の生活環境影響調査指針というところ、よくこういうものには使われるのですが、それともどうも違うようです。具体的にその辺は再度、このまま準備書にいつてしまふといかなものかということになりますので、要するに科学的なこういった式を使って予測しますということがきちんと明記されれば差し支えないことなのですが、よくこれが引用されるという、その引用とも少し違うので、場合によっては、これは書き写し間違いだったのかという気もしないでもありません。具体的にどういったものの減衰等を考慮されるのかということをも明記されることを望みたいと思っております。

それから、この式が一環して屋内施設に全部設備を入れるという形の式になっているのですが、この流れは。ただ、実際には、例えば屋上等にファンとかそういったものを配

置る場合には、これは適合できない式かとも思いますので、それも合わせてご検討いただきたいと思います。

二つ目なのですが、このまま回答していただいたほうがいいですか。あと二つあるのですが。

(会 長)

予定の時刻になっておりますけれども、皆さん、ほかの方もいるかもしれませんので、手短に、あとはメール等でいただければありがたいと思います。

(G 委員)

低周波音について、評価の方法が参照値を使うとなっているのですが、これは環境省で参照値を評価に使うことは好ましくないということを各自治体等に何度も出しているものですので、よくこういった低周波音の家具への、建具への影響とか、あるいは、気になるとか気にならないとかという、非常に有名な評価の図表もありますので、その辺をご検討いただければと思います。最近の例で言いますと、五泉市が今年2月に評価書を出していますけれども、もし閲覧できるようであれば、その辺のところを参考にされるとよろしいかと思えます。

あと、時間の都合もあるようですから、文書等でお送りしたいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。この問題は、計算式の問題は前々からいろいろな関係の評価で出てきていて、間違っているという指摘は再三受けている部分があるのです。私はこの式について詳しく分からないのですが、その辺もう一度、事業者のほうでご検討いただければと思います。

あと、会場にご参加の委員の方々、それからウェブの委員の方々、何かひとこと、これがあるということがありましたらお願いいたします。会場のほうはいかがですか。ウェブの委員の皆様、いかがでしょうか。

恐縮でございますが、質疑応答はこれで打ち切らせていただきまして、ぜひ後でメール等で事務局へご意見をいただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

議事の3でございますけれども、事務局からお願いいたします。

(事務局)

次第3のその他ですが、メールで送付させていただいておりました参考資料について説明させていただきます。

事業者より先に説明がありましたとおり、方法書の縦覧における市民等からの意見書の提出はございませんでした。意見書の提出はございませんでしたが、市の関係課からの方法書

に対する意見について、こちらを一覧にしたものを参考までに送付させていただきました。
今後、市長意見作成の際の参考にしていきたいと思いますので、今回、皆様にも共有させて
いただいたということになります。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。今日予定された議事事項はこれで終わりますので、事務局にお
返しいたします。

(司 会)

皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。今回の方法書に関するご意見等につき
ましては、冒頭にも説明いたしましたけれども、改めてメールで照会をさせていただきます
ので、ご意見等ございましたら、ご回答をお願いしたいと思います。その後、いただきまし
たご意見等を踏まえまして、事務局で答申書の素案を作成しまして、次回の審査会でお示し
したいと思います。

次回の審査会は12月上旬頃と考えております。

以上をもちまして、令和3年度第3回新潟市環境影響評価審査会を閉会させていただきます。
皆様、大変ありがとうございました。